

埼玉県環境整備センター 契約業者等選定委員会要綱

(趣 旨)

第1条 環境部契約業者等選定委員会要綱第10条の規定に基づき、埼玉県環境整備センターが執行する工事請負等の契約業者を適正に選定するため、埼玉県環境整備センター契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会は、工事等の発注に際し、競争入札に参加する者に必要な資格及び指名する業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、各担当部長等の内申に基づいて行う。

(組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 所長

副会長 副所長

委 員 建設担当部長、所長の指定する担当課長

2 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(招 集)

第4条 委員会は、必要があるときに会長が招集し、会長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会が開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときには、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(決 定)

第6条 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、所長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(審議事項等)

第8条 委員会で審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 埼玉県財務規則により所長の決裁を要する執行伺又は支出負担行為に該当する事案で、工事関係及び100万円以上の委託または修繕関係の事案とする。ただし、契約対象業者が1者に限定されることが明らかな場合にはこの限りではない。

(2) その他会長が審議を必要と認めた事項

2 指名業者選定の基準は、環境部契約業者選定委員会事務処理要領第2の2に準拠する。

(留意事項等)

第9条 指名業者を選定しようとするときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 地理的条件
 - (2) 技術的適正
 - (3) 手持ち工事等の量
 - (4) 信用度
 - (5) 県行政に対する貢献度
- 2 県内に本店を有しない者のうちから指名業者を選定しようとするときは、当該工事等における特別の技術の必要性、当該指名業者の県内営業所の有無、県税の納入実績、県行政の協力度等に留意するものとする。
- 3 上記のほか指名業者選定に当たっては、当該工事請負等の執行計画、他の工事請負等との関連性及び施工上の経済性並びに内申書に記載された理由に留意するものとする。

(議事録等)

第10条 その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、環境整備センターにおいて情報提供(閲覧)を行うものとする。

- 2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 3 第2条第2項の内申資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。
- 4 第2条第2項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(その他)

第11条 この要綱及び環境部契約業者等選定委員会事務処理要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

《途中省略》

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から実施する。